

2025年6月10日

株 主 各 位

住 所 東京都港区海岸一丁目7番1号
会 社 名 ソフトバンク株式会社
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一
(コード番号：9434 東証プライム市場)

「第39回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

当社「第39回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、本ウェブサイトをもって下記のとおり訂正させていただきます。なお、本ウェブサイトには訂正後の「第39回定時株主総会招集ご通知」を掲載しております。

記

【訂正箇所およびその内容】※訂正箇所は下線を付して記載しています。

「第39回定時株主総会招集ご通知」24ページ

第4号議案 取締役に対する報酬等の決定の件 【取締役の個人別の報酬等の決定方針】

a. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法 (c) 支給割合の決定に関する方針

訂正前	訂正後
(c) 支給割合の決定に関する方針 当社は、「(a)役員報酬の決定方針の概要および決定方法」および各役員の職務内容や業績を踏まえ、取締役（社外取締役以外の取締役）に対して、原則として、基本報酬（現金報酬）と短期業績連動報酬の報酬総額の支給割合を「基本報酬：短期業績連動報酬＝1：1.9～3.2」とすることを基本方針とし、短期業績連動報酬は、役職別基準額の0～2.5倍の適用幅で変動させ、また基本報酬（現金報酬）と中期業績連動報酬の報酬総額の支給割合を「基本報酬：中期業績連動報酬＝1：1.1～2.1」とすることを基本方針とし、中期業績連動報酬は、役職別基準額の0～3.0倍の適用幅で変動させる方針です。なお、短期業績連動報酬と中期業績連動報酬は、すべて株式報酬で支給します。 また、社外取締役に対して、基本報酬（現金報酬）と、その経験年数等を踏まえ、金額規模を固定して支給する株式報酬の報酬総額の支給割合を「基本報酬（現金報酬）：株式報酬＝1：<u>0.25</u>～1.1」とすることを基本方針とします。 株式報酬については、2020年6月24日開催の第34回定時株主総会にて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入し、さらに2025年6月26日開催の第39回定時株主総会において、株式報酬の付与対象者に社外取締役を含むこととしており、当該株式には退任までの間の譲渡制限を付しています。	(c) 支給割合の決定に関する方針 当社は、「(a)役員報酬の決定方針の概要および決定方法」および各役員の職務内容や業績を踏まえ、取締役（社外取締役以外の取締役）に対して、原則として、基本報酬（現金報酬）と短期業績連動報酬の報酬総額の支給割合を「基本報酬：短期業績連動報酬＝1：1.9～3.2」とすることを基本方針とし、短期業績連動報酬は、役職別基準額の0～2.5倍の適用幅で変動させ、また基本報酬（現金報酬）と中期業績連動報酬の報酬総額の支給割合を「基本報酬：中期業績連動報酬＝1：1.1～2.1」とすることを基本方針とし、中期業績連動報酬は、役職別基準額の0～3.0倍の適用幅で変動させる方針です。なお、短期業績連動報酬と中期業績連動報酬は、すべて株式報酬で支給します。 また、社外取締役に対して、基本報酬（現金報酬）と、その経験年数等を踏まえ、金額規模を固定して支給する株式報酬の報酬総額の支給割合を「基本報酬（現金報酬）：株式報酬＝1：<u>0.2</u>～1.1」とすることを基本方針とします。 株式報酬については、2020年6月24日開催の第34回定時株主総会にて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入し、さらに2025年6月26日開催の第39回定時株主総会において、株式報酬の付与対象者に社外取締役を含むこととしており、当該株式には退任までの間の譲渡制限を付しています。

以 上